

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県田川郡香春町大字中津原1974番地の2

氏名 河津産業株式会社

法人にあっては名称
及び代表者の氏名

代表取締役 河津 直紀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



許可の年月日

令和 7 年 9 月 3 日

(初回許可年月日 令和 7 年 9 月 3 日)

許可の有効年月日

令和12年 9 月 2 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、

廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、

特定有害産業廃棄物

廃石綿等

金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表のとおり。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

なし

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。



神奈川県

別表1 金属等を含む特定有害産業廃棄物

積替え保管を含まないもの

廃棄物の種類 金属等の名称	鉍 さい	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ	
水銀又はその化合物	○	○	△	△	○	○	○	
カドミウム又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
鉛又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
有機燐化合物	△	△	△	△	○	○	○	
六価クロム化合物	○	○	○	△	○	○	○	
砒素又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
シアン化合物	△	△	△	△	○	○	○	
ポリ塩化ビフェニル	△	△	△	△	-	-	-	
トリクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○	
テトラクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○	
ジクロロメタン	△	△	△	○	○	○	○	
四塩化炭素	△	△	△	○	○	○	○	
1, 2-ジクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○	
1, 1-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○	
1, 1, 1-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○	
1, 1, 2-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○	
1, 3-ジクロロプロペン	△	△	△	○	○	○	○	
チウラム	△	△	△	△	○	○	○	
シマジン	△	△	△	△	○	○	○	
チオベンカルブ	△	△	△	△	○	○	○	
ベンゼン	△	△	△	○	○	○	○	
セレン又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
1, 4-ジオキサン	△	-	△	○	○	○	○	
ダイオキシン類	△	○	○	△	○	○	○	

備考：「○」は取り扱うことのできるものを、「-」は、取り扱うことのできないものを示す。

許可指令書

神奈川県指令 資循第6011号
福岡県田川郡香春町大字中津原1974番地の2

河津産業株式会社
代表取締役 河津 直紀

令和7年6月13日付けで申請があった特別管理産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項の規定に基づき、別添の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証に記載のとおり許可します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求することができます。

この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

令和7年9月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

